美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

市民が創る キラリと光る オンリーワンのまち

【都市づくりの基本方針】

- (1) 快適で機能的な都市づくり
- (2) 安全・安心な都市づくり
- (3) 産業振興で活力ある都市づくり
- (4) 歴史、伝統、文化を活かした都市づくり
- (5) 自然と人が調和した都市づくり

区域区分の有無

本区域においては、市街地の無秩序な拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	低層住居 地区	・長良川右岸の藍川団地など住宅地を計画的に整備した市街地では、現状の低層住宅を中心に 形成する良好な住環境の維持を図ります	
	一般住居地区	・長良川左岸の地域では中心市街地の周辺及び美濃インターチェンジ周辺の東西に隣接する 市街地、長良川右岸の地域では美濃テクノパークの北側に形成される市街地では、現状の利 便性の維持・向上と良好な住環境の保全・整備を図ります。 ・南部の長良川左岸の住宅団地と集落で構成される地区を新たな一般住居地区として位置づ け、良好な居住環境の整備を図ります。	
商業系	中心商業 地区	・長良川鉄道美濃市駅前周辺からうだつの上がる町並み地区にかけての商店街では、低・未利 用地や空き店舗の整備、小倉山を結ぶ道路、旧牧谷街道の整備を進め、伝統的町並みを活か した個性と魅力ある商業地を形成します	
	沿道商業 地区	・(都)岐阜高岡線((国)156号)や(都)高富美濃線、(都)富加美濃線の沿道などでは、商業・サービス機能の立地が進む現状に対し、生活利便性の向上に向け業種・サービス等に偏りのない機能の立地を促進し、沿道サービス型の商業地の形成を図ります。	
	住商共存 地区	・中心商業地区を取り囲む市街地では、住・商の用途の混在を生活の利便性と街なかのにぎわ いとして活かし、商業空間と良好な居住環境が共存する商業地の形成を図ります。	
	新産業交流 拠点地区	・美濃インターチェンジ周辺及び、その北側の地区では、都市基盤の整備を促進し、周辺の住 居環境や自然環境に配慮しつつ、隣接する沿道商業地区の核として、商業を中心とした土地 利用を目指します。	
	大規模集 客施設立 地エリア	・新産業拠点地区の美濃インターチェンジに近接した地区は、商業系用途地域を指定し大規模 集客施設立地エリアとして位置づけ、商業施設の立地を誘導し他地域での立地の抑制を図り ます。	
	【優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域】美濃インターチェンジ近接地区		
工業系	とともに	美濃テクノパークなどの既存工業地では、周辺の住宅地や農地の環境保全と工業機能集積の維持を図るとともに、工業地内において都市基盤整備が遅れている地域については、都市基盤整備を計画的に促進し、企業誘致を進めます。	
	【優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域】(仮称)池尻・笠神地区工業団地		

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・広域的な交流促進に向け、自動車専用道路の整備を促進するとともに、美濃インターチェンジに接続する幹線道路整備を促進し、広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・本区域と周辺都市計画区域を結ぶ幹線道路や、これらと本区域内の各地域を連絡する幹線道路の整備を 促進し、本区域の主要な交通ネットワークの形成を図ります。
- ・長良川鉄道と美濃市駅の利便性向上及び駅までの交通手段の連絡強化に向け、同駅にアクセスする幹線 道路や駐車場・駐輪場など駅前周辺の整備を促進し、駅における円滑な移動など交通環境の改善を図り ます。
- ・バスについては、高速バスの機能の維持・充実を図るとともに、本区域内の主要施設への移動手段を確保する乗り合わせタクシーの更なる活用を図ります。
- ・主要な公共公益施設や公園・水辺を結ぶ歩行者ネットワークを形成するとともに、すべての人にやさしい都市空間の形成に向け、歩道などの道路構造にユニバーサルデザインを用います。
- ・うだつの上がる町並み地区への一般車両の乗り入れの抑制と、市街地内の自動車交通を適正に誘導するための駐車場の整備を図り、人が安心して歩ける安全で快適な交通環境を創出します。
- ・サイクルシティ構想に基づいたサイクリングロードの整備を図ります。
- ・下水道は、全県的な水質保全の観点から、特に重視される施設であり、市街地を中心に公共下水道の整備促進を図ります。
 - ・本区域の市街地は長良川をはじめとする河川沿いに形成されているため、治水対策として遊水地を検討・ 整備します。
 - ・河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進することとし、従来から 遊水機能を有する土地については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能の保全に 努めます。
 - ・流域全体の保水機能を維持・向上させるために、開発者に対し雨水を貯めたり、地面に浸透させたりする雨水流出抑制施設などの整備を指導します。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・本区域南部の(仮称)池尻・笠神地区工業団地構想で新たな工業団地の形成を図り、美濃テクノパーク及び既存の工業地区と連携をとりながら、新たな企業誘致を図ります。
- ・本区域南東部において関都市計画区域と隣接する地区では、道路等の配置などについて関都市計画区域との調整 を図りながら、新たな都市基盤整備を検討します。
- ・良好な住環境の創出と企業誘致を図るため、土地区画整理事業を推進します。

【優先的に実施する事業】

Ш

生櫛土地区画整理事業、吉川土地区画整理事業、大矢田・極楽寺土地区画整理事業

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・市街地の周辺部に広がる森林については、里山としての保全を図りながら、自然とのふれあいの場として、その 利用と維持・保全を図ります。
- ・長良川や板取川などをはじめとする本区域を流れる河川については、多様な生物の生息・生育環境を守りながら、 地域の憩いの場となる親水空間の創出や、レクリエーションの場としての活用を図ります。
- ・市街地においては、住民の憩いの場として、災害時における避難地として、公園の適正な配置・整備を図ります。

